

動植物性残渣を伴う事業所ごみの受入基準

種子島地区広域事務組合
種子島清掃センター

(例)【搬入方法(直接・委託)不問】

× 未分別

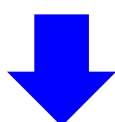


× ビニル・プラスチック製 容器包装類



事業者には、廃棄物処理法第3条(事業者の責務)により、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理する義務が課されているため、(事業系)一般廃棄物を処理施設へ持ち込む際にも、自治体の取り扱いに従って適正な分別を行う必要があります。

食品を扱う事業活動であっても、ビニル袋やプラスチック製トレイ等の「廃プラスチック」は、原則『産業廃棄物』となります。一定の洗浄等で付着物が除去され、産廃処理が可能なものについては、許可事業者へ処理委託を行ってください。



○ 肉・魚(骨や内臓を含む)、 野菜くず、パンくず、等



△ 血や脂等が付着して 処理が困難なもの



業種指定を受ける廃棄物区分に該当する「動植物性残渣」及び「動物性固形不要物」は、当組合管内(西之表市・中種子町)の事業活動で排出された場合、『一般廃棄物』として当施設で受け入れることとしていますので、適正な分別・保管・運搬等により搬入してください。

上記のような「廃プラスチック」であっても、その事業活動の特性上、血や脂等が付着し、本来行うべき産廃処理が困難と認められるものについては、(焼却処分せざるを得ない廃棄物として)当施設で受け入れることとしているため、適正な分別・保管・運搬等がなされる場合に限り搬入できます。